

平成18年5月18日

各 位

会 社 名 住友不動産株式会社
代 表 者 名 取締役社長 高島 準司
コード番号 8830
上場取引所 東証・大証各第1部
問 合 せ 先 法務部長 湯川 貴史
(03-3346-1017)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更について」を平成18年6月29日開催予定の第73期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 公告方法について、より迅速かつ効率的な情報開示方法であるインターネットを利用した電子公告を採用するため、公告方法の規定を変更案第5条のとおり変更するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の一部を、法令の定めによりインターネットを利用して株主の皆様にご提供することができるよう、変更案第16条を新設するものであります。
- ③ 取締役会を機動的に運営するため、必要が生じた場合に、書面または電磁的記録によりその決議を行うことができるよう、変更案第22条第3項を新設するものであります。
- ④ 取締役および監査役が期待される役割・機能を十分に発揮できるように、法令の定める範囲内で、その会社に対する責任を取締役会決議で限定することができるよう、また責任限定のための契約を社外監査役等と締結することができるよう、変更案第29条を新設するものであります。
- ⑤ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木曜日）

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (新 設) (公告方法) 第 4 条 当会社が<u>公告は東京都および大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u> 第2章 株 式 (株式総数) 第 5 条 当会社が<u>発行する株式の総数は 19 億株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新 設) (1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 6 条 当会社の <u>1 単元の株式の数は 1,000 株とする。</u> ② 当会社は、<u>1 単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。 (株券の種類) 第 7 条 当会社の株券の種類については、取締役会で定める。 (株式の取り扱い) 第 8 条 <u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増請求の取り扱い</u>その他株式に関する手続ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。 (名義書換代理人) 第 9 条 当会社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> ③ <u>当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増請求の取り扱い</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u>	第1章 総 則 (機関の設置) 第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。 (公告方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の<u>発行可能株式総数は、19 億株とする。</u> (株券の発行) 第 7 条 当会社は、その株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当会社の<u>単元株式数は、1,000 株とする。</u> ② 当会社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。 (削 除) (株式取扱規程) 第 9 条 当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取り扱い、<u>その他株式に関する手続ならびに手数料は、</u>取締役会の定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人) 第 10 条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
(基準日)	
第 10 条 当社は毎期末現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。	(削 除)
② 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削 除)
(単元未満株式の買増請求)	(単元未満株式の買増請求)
第 10 条の2 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を、当会社に請求することができる。	第 11 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。
(新 設)	(単元未満株主の権利)
	第 12 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	1 法令により定款をもってしても制限することができない権利
	2 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
	3 単元未満株式買増請求をする権利
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(新 設)	(基準日)
	第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招 集)	(招集の時期)
第 11 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集する。	第 14 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。
② 前項のほか必要の都度臨時株主総会を招集する。	(削 除)
(議 長)	(招集権者および議長)
第 12 条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序によって他の取締役がこれに当たる。	第 15 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
(新 設)	(参考書類等のインターネット開示)
	第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第 13 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は委任状を当会社に差し出さなければならない。	第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

現行定款	変更案
(決議の方法) 第 14 条 株主総会の普通決議は出席した株主の議決権の過半数によって決する。 ② 商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数によって決する。 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 15 条 当会社に取り締役 12 名以内を置く。 (取締役の選任) 第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第 17 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (取締役会) 第 18 条 取締役会の招集は取締役会の定めるところによる。 ② 取締役会招集の通知は少なくとも会日の 2 日前に発する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。 ③ 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数によって決する。 ④ 取締役会の議長は取締役会長がこれに当たり、取締役会長事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序によって他の取締役がこれに当たる。 (新 設) (新 設)	(決議要件) 第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 19 条 (現行どおり) (選任) 第 20 条 (削 除) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② (現行どおり) (任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (現行どおり) (取締役会) 第 22 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② (現行どおり) (削 除) (削 除) ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

現行定款	変更案
(<u>役付取締役、代表取締役</u>)	(<u>代表取締役および役付取締役</u>)
第 19 条 <u>取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	第 23 条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u>
② <u>取締役会はその決議によって会社を代表する取締役を定める。</u>	② <u>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>
(<u>取締役の報酬</u>)	(削 除)
第 20 条 <u>取締役の報酬は株主総会の決議によって定める。</u>	第 5 章 監査役および監査役会
第 5 章 監査役および監査役会	(員数)
(<u>監査役の員数</u>)	第 24 条 (現行どおり)
第 21 条 <u>当会社に監査役 3 名以上を置く。</u>	(選任)
(<u>監査役の選任</u>)	第 25 条 (削 除)
第 22 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	<u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
② <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u>	(任期)
(<u>監査役の任期</u>)	第 26 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
第 23 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	② (現行どおり)
② <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(監査役会)
(<u>監査役会</u>)	第 27 条 (削 除)
第 24 条 <u>監査役会の招集は監査役会の定めるところによる。</u>	(現行どおり)
② <u>監査役会招集の通知は少なくとも会日の 2 日前に発する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</u>	(削 除)
③ <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数によって決する。</u>	② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u>
(新 設)	(常勤の監査役)
(<u>常勤の監査役</u>)	第 28 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
第 25 条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u>	(削 除)
(<u>監査役の報酬等</u>)	
第 26 条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議によって定める。</u>	

現行定款	変更案
(新 設)	第6章 取締役および監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第 29 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める範囲で免除することができる。 ② 当社は、法令の定めに従い、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第6章 計 算 (決 算) 第 27 条 当社の<u>営業</u>年度は毎年4月1日から翌年3月31日までを1期とし、毎期に決算を行う。 (配 当) 第 28 条 <u>利益配当金は毎期末現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u> ② <u>当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配を行うことができる。</u> ③ <u>前2項の配当金は支払いの提供をなしたに拘らず支払確定の日から満3か年を経過してこれを受領されないときは当会社に帰属する。</u> (新 設)	第7章 計 算 (事業年度) 第 30 条 当社の<u>事業</u>年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (剰余金の配当) 第 31 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> ② <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> (削 除) (配当金の除斥期間) 第 32 条 <u>期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u>